

令和2年度 事務事業総点検シート(1)
[令和元年度事務事業]

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	こころの健康づくり推進事業				シート番号	011-206
担当部署名	健康福祉	局	健康	部	精神保健	課 評価責任者(課長名)
						永井

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	昭和 49 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	昭和40年に施行された法の一部改正により、精神障害者等への相談指導を保健所が行うことが規定され、保健師による相談指導を始めたが、昭和49年に精神保健福祉相談員を配置したことから、より専門性を活かした事業を展開している。 なお、近年の社会生活環境の変化に伴い、ストレス対策を含むこころの健康づくり対策の推進が精神保健福祉行政の大きな課題とされており、市民のこころの健康の保持・増進を図ることを重要な課題と考えられている。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()				
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	こころの健康に悩みを持つ市民及びその家族等				
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	精神疾患やその治療についての相談指導に応じるとともに、市民のこころの健康保持・増進や精神疾患に関する相談等を実施することでメンタルヘルスの維持向上を図る。また、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を目的とする。				
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	ストレスの多い現代社会において、思春期の不登校、摂食障害、壮年期のうつ病、職場不適應、アルコール依存症、老年期の認知症など、こころの健康はあらゆる年代で深刻な問題となっている。このような状況に対応するため、保健センターにおいて精神保健福祉士や保健師が医療の受診や社会復帰、アルコール関連問題等に関する相談に個別に応じ、必要に応じて関係機関の紹介や連絡調整を行っている。また、精神科医師による定例の精神保健福祉相談日(予約制)を設けている。 <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				
10	直接実施以外の主な支出先						

Ⅲ. 投入量

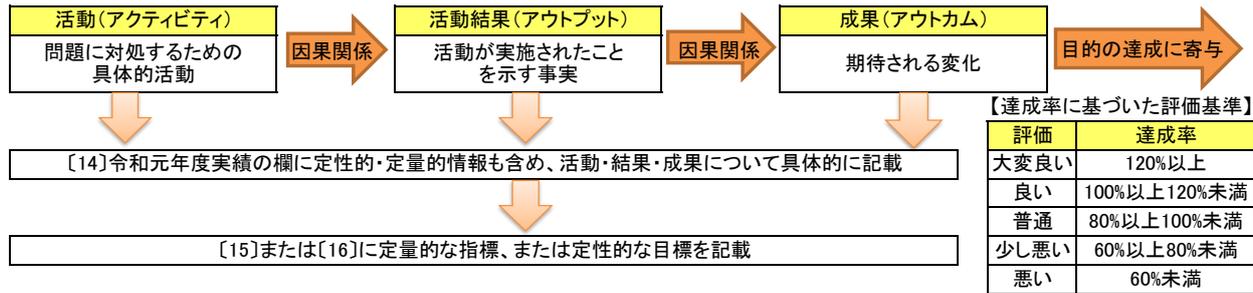
項目	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算
11 事業費 (a)	千円	13,446	11,730	12,606	11,511	15,026	13,988	15,828
主な事業費内訳								
出務医師報酬	千円	8,983	7,812	8,036	7,504	7,560	7,056	7,560
非常勤嘱託員報酬	千円	2,819	2,639	2,835	2,555	5,615		7,188
グループワーク従事者謝礼金	千円	610	416	768	440	416	312	384
財源内訳								
国・府支出金	千円							
受益者負担金(使用料、手数料等)	千円							
市債	千円							
その他()	千円							
一般財源	千円	13,446	11,730	12,606	11,511	15,026	13,988	15,828
12 人件費 (b)	千円	141,680	141,680	137,980	137,980	136,440	136,440	134,480
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	155,126	153,410	150,586	149,491	151,466	150,428	150,308

令和2年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	こころの健康づくり推進事業	シート番号	011-206
-------	---------------	-------	---------

Ⅳ. 評価(測定・分析)》

ロジックモデルの考え方



[14] 令和元年度実績の欄に定性的・定量的情報も含め、活動・結果・成果について具体的に記載

[15] または [16] に定量的な指標、または定性的な目標を記載

事業の活動実績や成果

令和元年度実績								
活動実績と成果	14	<p>各区の保健センターにおいて、こころの健康に関する相談等を受けており、精神保健福祉士や保健師が医療の受診や社会復帰、アルコール関連問題等に関する相談に個別に応じ、必要に応じて関係機関の紹介や連絡調整を行っている。令和元年度の相談延件数は29,519件であり、平成29年度、30年度よりも減少したが、年間約3万件の相談に対応している。</p> <p>精神保健福祉に関する相談窓口は様々あるが、保健センターでの相談の特色として、精神科医療に関する相談対応が挙げられる。専門職である精神保健福祉士や保健師が相談を受けて対応し、また、精神科医師による定例の精神保健福祉相談などを活用するなど、未治療者や治療中断者に対するアプローチなど、より専門性の高い医療相談対応を行っている。令和元年度においても相談延件数29,519件のうち10,236件が医療相談であり、全相談件数の1/3以上を占めている。</p>						
	15	指標名【活動指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		精神保健福祉相談延件数	件	目標値	—	—	—	—
			実績値	34,203	30,613	29,519		
			達成率	—	—	—		
	評価		—	—	—			
	算出方法・設定根拠など		市民等からの相談対応延件数					
	16	指標名【活動指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		精神科医師(嘱託医師)による相談延件数	件	目標値	—	—	—	—
			実績値	314	354	474		
			達成率	—	—	—		
	評価		—	—	—			
	算出方法・設定根拠など		市民等からの相談のうち、精神科医師(嘱託医師)が対応した件数					

事業の効率性

区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
17	① 精神保健福祉相談員による相談対応	件	34,203	30,613	29,519
	② 上記①にかかる年間経費	千円	141,680	137,980	136,440
	③ 単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	4,142	4,507	4,622
備考(算出についての説明等)					
区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18	① 精神科医師(嘱託医師)による相談対応	件	314	354	474
	② 上記①にかかる年間経費	千円	7,812	7,504	7,056
	③ 単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	24,879	21,198	14,886
備考(算出についての説明等) 精神科医療に関する相談のうち、精神科医師(嘱託医師)による相談対応実績					

業績の分析

目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析(その他、関連情報に基づいた分析)	
19	<p>都道府県や政令市における精神保健福祉相談支援業務について、その取り組みや体制の整備は様々であるが、本市では精神保健福祉士を常勤専門職として配置し、相談支援体制を構築してきた。精神保健福祉分野の業務を、専門職種が職域を変えながら継続して担当することにより、知識・経験が積み重ねられている。多岐にわたる相談内容に対し、精神保健福祉士が精神科医師や保健師と共に多角的な見地から有効性・実効性のある支援について検討し実施しており、家庭訪問や受診同伴等のアウトリーチ支援や危機介入を積極的に展開している。</p>

- 【分析のチェックポイント】
- 事業の達成度はどうでしたか。
 - 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありましたか。
 - 資源投入は適切でしたか。
 - 事前想定できない外的要因の影響はありましたか。
 - 有効性は高いですか。低いですか。
 - 効率性は向上していますか。
 - RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありましたか。
 - ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	こころの健康づくり推進事業	シート番号	011-206
-------	---------------	-------	---------

《V. 点検》

＜点検の前提＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

○上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。 ⇒ 確認

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）	20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	事業廃止の可能性 <input type="checkbox"/> 廃止できる <input checked="" type="checkbox"/> 廃止できない	廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において実施を義務付けられている事業であり、廃止はできない。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不安やストレスを抱えての生活が長期化し、心の不調をきたすことが想定されることから、増加する心のケアへの相談体制の強化が必要な状況にある。	
	21	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止(延期)できないか。	事業休止の可能性 <input type="checkbox"/> 休止(延期)できる <input checked="" type="checkbox"/> 休止(延期)できない	休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 増加する心のケアへの相談に対応できず、症状の悪化により、うつ病等の精神疾患の発症につながる可能性がある。	休止の場合の再開時期 <input type="checkbox"/> 令和2年度中 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降
	22	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	コストの縮減 <input type="checkbox"/> 一部廃止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 一部休止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 規模等を縮小しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 事業手法等を改善しコスト縮減できる <input checked="" type="checkbox"/> 縮減できない	縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不安やストレスを抱えての生活が長期化し、心の不調をきたすことが想定されることから、増加する心のケアへの相談体制の強化が必要な状況にある。	
	23	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	事業手法の適切性 <input type="checkbox"/> 改善する必要がある <input type="checkbox"/> 改善する必要がない <input checked="" type="checkbox"/> 既に対応できている	改善する場合は改善策、その他は理由 精神保健福祉相談支援業務は個別相談が主となるが、来所相談時における飛沫感染防止対策・換気・相談時間の短縮化、訪問指導時の消毒液の携帯等、感染防止対策を行ったうえで相談対応している。	
	24	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	効果的・効率的な事業実施(以下の観点で、改善する(または改善済)場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、改善しない(改善余地がない場合を含む)場合は <input type="checkbox"/>) ① <input type="checkbox"/> 公民連携の推進 ② <input type="checkbox"/> ICT活用による効率化 ③ <input type="checkbox"/> 他部局との適切な連携・役割分担 関係部署名 () 関連事業名 () ④ <input type="checkbox"/> 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ <input type="checkbox"/> 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ <input type="checkbox"/> その他()	理由・説明 精神保健福祉に関する相談業務であり、民間の医療機関や事業所等は、収益性を無視することはできず、地域の困難事例では、そこに限界が生じている。保健センターの精神保健福祉活動は、その限界をカバーする役割を担っている。また、精神科医療に関する相談は保健センターの役割であり、堺市民を対象とした相談事業であることから国・府等との役割分担・連携はなく、改善の余地はない。 なお、本市においては、専門職である精神保健福祉士が継続して相談対応を主に行っており、知識・経験が積み重ねられている。実践に裏打ちされた知識等を習得し、蓄積することで相談技術が向上し、処遇困難事例に対しても見通しを持って対応できるようになっており、他政令市等を上回るサービス水準であると考えられる。	
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	事業の方向性 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止または延期 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 改善して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状を継続 <input type="checkbox"/> 事業を拡充 公金投入の方向性 <input type="checkbox"/> ゼロ <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡大	実施年度 <input type="checkbox"/> 令和2年度 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降		
		所見 昨今の地震や豪雨などの自然災害による被害、今般の新型コロナウイルス感染症による外出抑制など、不安やストレスを抱えての生活が長期化することにより、心の不調をきたす場合があり、心のケアの必要性が高まっている。 また、高ストレス社会といわれ、多様な価値観が錯綜する中で、こころの健康は市民が関心を寄せる問題の一つとなっている。加えて精神科医療は対象範囲を広げており、その中で公的機関には医療分野、福祉分野共に処遇困難事例への関わりが望まれ、当該事業を担当する相談員に求められる水準は高くなっている。このことに対し、専門機関であるこころの健康センターによる個別事例への技術支援や研修、事例検討を実施し、相談対応力の向上を図る。また、相談員間で地域精神保健福祉活動の課題や解決に向けた方向性を共有し、情報を交換することで、全市的な業務の平準化を図る。			